

## 消防設備保守点検業務仕様書

### 1 消火器

- |       |      |
|-------|------|
| 粉末消火器 | 10 本 |
|-------|------|
- (放射試験に伴う薬剤交換費は別途料金とする)

### 2 自動火災報知設備

- |                 |      |
|-----------------|------|
| (1) P 型 1 級受信機  | 1 台  |
| (2) 警戒回線        | 10 本 |
| (3) 差動式スポット型感知器 | 39 個 |
| (4) 定温式スポット型感知器 | 10 個 |
| (5) 煙感知器        | 8 個  |
| (6) 1 級発信機      | 4 個  |
| (7) 音響装置        | 48 個 |
| (8) 表示灯         | 8 個  |
| (9) 配線点検費       | 1 式  |

### 3 非常警報（放送）設備

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 放送設備  | 1 式 |
| (2) 起動装置  | 1 個 |
| (3) 作動試験費 | 1 式 |
| (4) 配線点検費 | 1 式 |

### 4 誘導灯・誘導標識

- |              |      |
|--------------|------|
| (1) 非難口誘導灯   | 14 個 |
| (2) 階段通路誘導等灯 | 4 個  |
| (3) 配線点検費    | 1 式  |

蛍光管及びグロー管の交換費は、別途料金とする。

### 5 その他

- 消防用設備等の機能保全のため、定期的に専門技術員を派遣し、消防法等に定められた事項の点検を行い、消防署への届を行うこと。  
また、点検の結果、機器の不備が認められる事項については、直ちに本会に通知し協議のうえ見積書を作成し速やかに処置すること。
- 年 2 回、定期的に点検することとし、点検の時期は本会と協議すること。